
平成30年大和町議会3月定例会議会議録

平成30年3月2日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	三 浦 伸 博 君	教育総務課長	小 川 晃 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	千 葉 正 義 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子育て支援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君

事務局出席者

議会事務局長	後 藤 良 春	主 査	本 木 祐 二
参事兼次長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

まだ定刻前ではありますが、皆さんおそろいでございますので、ただいまから本会議を再開します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番平渡高志君及び13番堀籠英雄君を指名します。

日程第 2「議案第29号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計
予算」

日程第 3「議案第30号 平成30年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第 4「議案第31号 平成30年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第 5「議案第32号 平成30年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第 6「議案第33号 平成30年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第 7「議案第34号 平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計予
算」

日程第 8「議案第35号 平成30年度大和町下水道事業特別会計予算」

日程第 9「議案第36号 平成30年度大和町農業集落排水事業特別会計
予算」

日程第10「議案第37号 平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会
計予算」

日程第11「議案第38号 平成30年度大和町水道事業会計予算」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議案第29号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算から日程第11、議案第38号 平成30年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

改めまして、おはようございます。きょうもどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、平成30年度各種会計予算及び予算に関する説明書の130ページをお願いいたします。

議案第29号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算でございます。

平成30年度大和町の介護保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億7,925万4,000円と定めるものでございます。

2項といたしまして、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、次ページの第1表によるものでございます。

第2条は、一時借入金についてを定め、地方自治法第235条3第2項の規定によります一時借入金の借り入れの最高額は、3,000万円と定めるものでございます。

それでは、135ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料につきましては、現年度分特別徴収保険料及び現年度分普通徴収保険料と滞納繰越分の見込み額を計上したものでございます。

2款使用料及び手数料1項1目督促手数料につきましては、科目の設定でございます。

3款国庫支出金1項1目介護保険給付費につきましては、介護給付費の法定負担分の現年度分国庫負担金を見込んだものでございます。

2項1目調整交付金につきましては、介護給付費の法定負担分の現年度分調整交付金を見込んだものでございます。

2目につきましては、地域支援事業に係ります介護予防事業及び包括的支援事業費、総合相談事業及び2事業費の法定負担分の国庫補助金を見込んだものでございます。

3目の介護保険事業費補助金につきましては、介護保険システム改修費に要します2分の1の補助金でございます。

136ページをお願いいたします。

4 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付費負担金、2 目地域支援事業支援交付金につきましては、介護給付費及び地域支援事業の法定負担分の社会保険診療報酬支払基金からの交付金の見込み額でございます。

5 款県支出金 1 項 1 目介護給付費負担金につきましては、施設介護サービス給付に係ります法定負担分の県負担金の見込み額でございます。

2 項財政安定化基金支出金 1 目交付金、2 目貸付金につきましては、科目の設定でございます。

3 項 1 目地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業費及び包括的支援事業費及び総合相談事業、任意事業費の法定負担分の県補助金でございます。

次に、6 款財産収入 1 項 1 目利子及び配当金につきましては、財政調整基金からの利子見込額でございます。

7 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、1 節は介護給付費の法定負担分、2 節、3 節は職員給与費及び事務費、137ページをお願いいたします。4 節は地域支援事業に係ります繰り入れでございます。5 節は低所得者保険料軽減繰入金でございます。

7 款繰入金の財政調整基金からの繰入金につきましては、見込まないものでございます。

8 款繰越金 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

9 款諸収入につきましては、1 項延滞金加算金及び過料及び2 項の町預金利子につきましては科目の設定でございます。

3 項雑入の 1 目第 3 号納付金から 3 目の滞納処分費までにつきましても、科目の設定でございます。

138ページになります。

4 目雑入につきましては、グループホームすずらの土地代、配食サービス利用者の負担金、介護予防プラン作成に係ります宮城県国保連合会からの収入並びに介護予防事業参加者負担金等の収入見込み額でございます。

139ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費につきましては、介護保険事業運営に要します職員 3 名分の人件費、事務費、運営費等でございます。

2 節から 4 節につきましては、職員の人件費等に要する費用であります。

7 節賃金につきましては、申請受け付け等に係ります事務補助員の賃金でございます。

す。

11節需用費につきましては、事務用品等の消耗品のほか、封筒及びパンフレット等の印刷製本費でございます。

12節役務費につきましては、介護給付費通知用はがき代等の通信運搬費、介護給付費通知者一覧表処理手数料、グループホームすずらの火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、介護保険システムプログラム保守料及びシステム改修業務並びにグループホームすずらの除草作業業務に要します委託料でございます。

14節につきましては、グループホームすずらんに係ります土地の借り上げ料でございます。

19節負担金につきましては、認知症の人と家族の会宮城県支部への負担金及び保険者回線高速化セキュリティソフト更新費でございます。

25節積立金につきましては、介護保険財政調整基金への積立金でございます。

140ページになります。

2 項徴収費 1 目賦課徴収費の11節及び12節につきましては、介護保険料の賦課徴収費に要します通知書の印刷代、郵送料及び口座振替、コンビニ収納手数料等に要する費用でございます。

3 項 1 目認定調査等費につきましては、介護認定及び調査事務に要する費用でございます。

8 節報償費につきましては、認定調査員11名分の報償金、9 節旅費につきましては、認定調査員の調査業務に要します費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、公用車 2 台分の燃料費、車検整備代及び用紙等の印刷製本費でございます。

12節役務費につきましては、電話料、郵便料金のほか、主治医意見書、車検整備に要する手数料、自動車損害保険料等でございます。

13節委託料につきましては、要介護認定調査の業務委託料でございます。

14節につきましては、認定調査業務に要します駐車料金でございます。

18節備品購入費につきましては、公用車 1 台の更新に要します費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、介護認定審査会の運営経費といたしまして黒川行政事務組合への負担金でございます。

27節につきましては、公用車の自動車重量税でございます。

4 項 1 目計画策定委員会費は、介護保険運営委員会経費でございます。

1 節及び141ページになります9 節旅費につきましては、介護保険運営委員会に要

します委員15名の報酬及び費用弁償でございます。

11節の需用費につきましては、委員会開催時のお茶代でございます。

2 款保険給付費につきましては、各種介護サービス給付に要します費用でございます。1 項介護サービス等諸費 1 目介護居宅サービス給付等費の19節につきましては、訪問介護、通所介護、短期入所サービス等居宅介護サービスと住宅改修、福祉用具購入に要する給付費でございます。

2 目施設介護サービス給付等費の19節につきましては、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等に要します給付費の負担金でございます。

3 目居宅介護サービス計画等費の19節につきましては、サービス計画のケアプラン作成に伴います給付費の負担金でございます。

4 目地域密着型介護サービス給付等費の19節につきましては、地域密着型介護サービスといたしましてグループホームすずらん等の共同生活介護、認知症対応型通所介護に要します給付費の負担金でございます。

次に、2 項 1 目高額介護サービス等費の12節役務費につきましては、高額介護サービス費の通知に要します通信運搬費及び支給処理手数料でございます。

19節負担金につきましては、介護サービスの利用料の支払いが一定の上限額を超えた部分について給付する高額介護サービス等の給付費負担金でございます。

142ページをお願いいたします。

2 目高額医療合算介護サービス費の19節につきましては、医療保険と介護保険の負担額が高額になったときに限度額を超えた分について給付の負担を行うものでございます。

3 項介護予防サービス等諸費の 1 目介護予防サービス給付等費及び 2 目介護予防サービス計画給付等費の19節につきましては、要介護認定で要支援 1・2 の方の介護予防サービスの給付費の負担金でございます。

4 項 1 目特定入所者介護サービス等費の19節につきましては、介護保険施設への入所に係ります居住費、食料費の負担を軽くするために給付される介護サービス等費でございます。

5 項 1 目審査支払手数料の12節でございます。介護給付費の審査手数料で、宮城県国保連合会に支払う手数料でございます。

3 款諸支出金 1 項 1 目第 1 号被保険者還付加算金の143ページになります、23節につきましては、第 1 号被保険者への還付加算金の見込み額でございます。

4 款地域支援事業費につきましては、要支援・要介護状態にならないための介護予

防・生活支援サービス事業費に要します費用でございます。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、訪問型・通所型サービス事業に要する費用でありまして、7節賃金は、体元気教室開催時の看護師の賃金。

13節委託料につきましては、体元気教室等の業務委託料でございます。

19節につきましては、介護予防訪問・通所介護サービスに係ります給付費の負担金でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費の12節につきましては、切手代等の通信運搬費。

13節につきましては、介護予防支援に係ります介護予防ケアマネジメント業務の委託料費でございます。

19節につきましては、介護予防ケアマネジメント事業に係ります給付費の負担金でございます。

2項1目一般介護予防事業費でございます。介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業に要します費用でございます。

7節賃金につきましては、健康貯金友の会開催時の看護師の賃金でございます。

8節報償費につきましては、いきいきサロン等への介護予防に係ります出前講座の講師謝礼。健康貯金友の会の運動指導士等への謝金に要する費用でございます。

11節はテキスト代、コピー代等の消耗品費でございます。

12節は、切手代等の通信運搬費及びボランティア保険料でございます。

144ページをお願いいたします。

3項包括的支援事業費の1目総合相談支援事業費につきましては、高齢者が住みなれた地域で安心して生活が送れるよう訪問相談、実態把握等に要する費用でございます。

7節賃金につきましては、総合相談等に要します看護師の賃金。

8節報償費は、スーパーバイズ相談時の講師の謝金。

11節需用費につきましては、コピー代等の事務用品及びパンフレット等の印刷に要する費用でございます。

2目権利擁護事業費でございます。8節報償費につきましては、高齢者虐待防止及び成年後見人申立て等に対応するための弁護士謝礼、研修会開催時の講師の謝金に要する費用でございます。

11節は、パンフレット、参考図書代。13節委託料につきましては、高齢者虐待対応連絡協議会への業務委託料でございます。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の2節から4節につきましては、職員5名の人件費でございます。

8節報償費につきましては、ケアマネ・ケアスタッフ研修等に要します講師の謝礼でございます。

11節は事務用品のほか、公用車の燃料費、車検費等に要する費用でございます。

12節は地域包括支援センターの電話料金及び公用車の車検手数料、損害保険料等でございます。

13節委託料につきましては、地域包括支援センターシステム保守料及びシステム改修費用に要する委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、地域包括支援センターシステム及びハードウェアの賃貸借料でございます。

145ページをお願いいたします。

19節につきましては、主任介護支援専門員更新研修会等の受講料の負担金でございます。

27節公課費につきましては、公用車の自動車重量税でございます。

4目生活支援体制整備事業費につきましては、高齢者の身近な地域住民が中心となって社会福祉協議会やNPO法人、ボランティア等のさまざまな生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら高齢者の生活支援体制整備に要する費用でございます。

8節報償費につきましては、協議会委員の謝礼に要する費用でございます。

11節は事務用品等の消耗品費。

13節委託料につきましては、社会福祉協議会への生活支援コーディネーター業務委託料でございます。

5目認知症総合支援事業費につきましては、認知症になってもできる限り住みなれた地域で暮らし続けられるよう支援体制の構築に要する費用でございます。

9節旅費につきましては、認知症初期支援チーム員、支援推進員研修に要する費用でございます。

13節は認知症初期集中支援チーム業務に要する委託料でございます。

4項1目任意事業につきましては、地域自立生活支援、家族介護支援事業等に要する費用でございます。

8節報償費につきましては、介護者の会の学習会の講師謝礼、お元気訪問員、コールセンター協力員等への謝礼に要する費用でございます。

11節は、消耗品費、会議開催時のお茶代でございます。

12節は、郵送代の通信運搬費のほか、安心コール機器の設置手数料、ボランティア保険料等でございます。

13節委託料につきましては、配食サービス、安心コールセンター業務委託、機器保守点検に係ります業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料は、安心コール機器の機械借り上げ料でございます。

146ページになります。

5項その他の諸費1目支払審査手数料の12節につきましては、支払審査手数料として国保連合会への手数料でございます。

5款1項1目につきましては、予備費を計上したものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

それでは、引き続きまして説明書152ページをお開き願います。

議案第30号 平成30年度大和町宮床財産区特別会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額でございまして、歳入歳出それぞれ1,058万円と定めるものでございます。その内訳につきましては、第1表によるものでございます。

156ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入につきましては、宮床生産森林組合ほかへの貸し付けに伴います収入でございます。

2目利子及び配当金につきましては、基金からの利子収入でございます。

2款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額部分につきまして調整のため基金から繰り入れするものでございます。

3款繰越金につきましては、科目設定といたしましての計上となっております。

4款1項預金利子につきましては、科目の設定でございます。

2項雑入につきましても、科目設定でございます。

平成29年度につきましては、作業道の補修事業の負担金収入があった関係上、減額が大きくなってございます。

一番最後の森林総合研究所支出金につきましては、30年度の事業の予定がございませんので、皆減となるものでございます。科目廃止するという形でございます。

157ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項管理会費につきましては、管理委員7名に要します費用の計上となっております。

2款1項1目一般管理費につきましては、一般の事務管理費でございまして、8節報償費につきましては、管理委員が改選期を迎えますことから推薦委員会委員の報償費を計上するものでございます。

11節需用費につきましては、事務消耗品、予算書・決算書の印刷製本費、事務所経費といたしましての燃料費・光熱水費を計上しておるものでございます。

12節役務費につきましては、通信用切手代でございます。

13節委託料につきましては、用務員業務について計上しているものでございます。

2目財産管理費につきましては、直営部分の管理経費を計上するものでございます。

7節賃金は、境界及び造林地の作業道刈り払い賃金でございます。

12節役務費につきましては、直営造林地の森林災害保険料を計上するものでございます。

13節委託料につきましては、山林巡視業務の委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、町の林業地域振興協議会ほか3団体への負担でございます。

158ページをお願いします。

22節補償補填及び賠償金につきましては、山田地区の分収造林地に係る立木補償金を計上するものでございます。

3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、事業の予定がございませんので大きな減額でございます。

9節旅費につきましては、翌年度の事業内容協議のための出席旅費でございます。

4目諸費につきましては、19節負担金補助及び交付金は3財産区で構成しております連絡協議会への負担金でございます。

28節繰出金につきましては、事務費繰り出しといたしまして182万5,000円、事業費につきましては441万2,000円合わせましての繰り出しでございます。

3款予備費につきましては、前年度同額を措置してございます。

宮床財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、160ページをお願いいたします。

議案第31号 平成30年度大和町吉田財産区特別会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額でございます。歳入歳出それぞれ1,905万9,000円と定めるものでございます。

款項の区分等につきましては、第1表のとおりでございます。

164ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款 県支出金 1 項 県補助金につきましては、吉田財産区の檀ノ下地区の直営林につきまして、除間伐及び作業道整備に係る補助金を見込むものでございます。

2 款 1 項 財産運用収入 1 目 財産貸付収入につきましては、吉田愛林公益会などからの貸付収入を見込むものでございます。

2 目 利子及び配当金につきましては、科目設定としまして1,000円の計上でございます。

2 項 財産売払収入につきましては、科目設定となっております。

3 款 1 項 基金繰入金につきましては、歳入歳出の差の部分につきまして基金からの繰り入れにより措置するものでございます。

4 款 繰越金につきましては、科目設定でございます。

5 款 1 項 森林総合研究所支出金につきましては、檀ノ下地内の分収造林に係る収入でございます。除伐、生物外防除、作業道補修を実施するための計上となっております。

2 項 預金利子165ページ3項雑入につきましては、それぞれ科目の設定でございます。

166ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款 1 項 管理会費につきましては、管理委員7名の経費を計上するものでございます。

2 款 1 項 1 目 一般管理費につきましては、一般的な管理経費の計上でございます。8 節 報償費につきましては、管理委員が改選期を迎えますことから推薦委員会委員の報償費を計上するものでございます。

11 節 需用費につきましては、事務消耗品及び予算・決算書の印刷製本費でございます。

12 節 役務費につきましては、通信用の切手代でございます。

2 目 財産管理費につきましては、直営林の整備等の費用について計上を行ったものでございます。

7 節賃金につきましては、作業道の刈り払い賃金。

12 節役務費につきましては、直営林の森林災害保険料でございます。

13 節委託料につきましては、6.35ヘクタールの除伐作業に要します費用の計上でございます。

15 節工事請負費につきましては、作業道整備工事代の計上でございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区林業普及推進協議会ほか3団体への負担金でございます。

3 目森林総合研究所分収造林管理費は、収入でも申し上げましたとおり檀ノ下地内の保育に要します費用の計上でございます。

9 節旅費につきましては、研究所と協議のための旅費でございます。

13 節委託料は、除伐22.6ヘクタール、裾枝払い3.2ヘクタール、生物外防除15.86ヘクタールの作業委託に要します費用でございます。

15 節工事請負費は、作業道補修工事代でございます。

4 目諸費につきましてはでございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、3 財産区の連絡協議会への負担金でございます。

28 節繰出金につきましては、一般会計の繰り出しといたしまして2 団体への助成部分を計上してございます。

3 款予備費につきましては、前年同額5 万円を見込むものでございます。

吉田財産区特別会計は、以上でございます。

続きまして、169 ページをお願いいたします。

議案第32号 平成30年度大和町落合財産区特別会計予算でございます。

第1 条につきましては、歳入歳出予算の総額でございます。歳入歳出それぞれ521 万9,000円と定めるものでございます。

款項の区分等につきましては、第1 表によるものでございます。

173 ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款1 項1 目財産貸付収入につきましては、相川、報恩寺、松坂3 地区からの土地貸付収入でございます。

2 目利子及び配当金につきましては、基金の利子につきまして見込んだものでございます。

2 款1 項財産造成基金繰入金につきましては、歳入歳出の差し引き部分を基金から

の繰り入れで対応するものでございます。

3款繰越金以下につきましては、科目設定となっております。

次に、174ページの歳出でございます。

1款1項管理会費につきましては、管理委員7名に要する費用を計上するものでございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、一般的な管理費の計上でございます。

8節報償費につきましては、管理委員の改選期を迎えますことから推薦委員会委員の報償費を計上するものでございます。

11節需用費につきましては、事務消耗品及び予算・決算書の印刷製本費でございます。

12節役務費につきましては、通信用切手代でございます。

2目財産管理費7節賃金につきましては、境界刈り払い作業等の賃金でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区山火事防止推進協議会への負担金でございます。

3目19節負担金補助及び交付金につきましては、財産区連絡協議会への負担金でございます。

28節繰出金につきましては、事務費繰り出しといたしまして141万8,000円、地域団体への助成関係といたしまして事業費繰り出しが140万5,000円の計上としているものでございます。

175ページの予備費につきましては、前年度同額の計上を見込むものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 （小川 晃君）

それでは、177ページをお開き願います。

議案第33号 平成30年度大和町奨学事業特別会計でございます。

平成30年度大和町の奨学事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ759万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

180ページをお開きを願います。歳入でございます。

1款1項1目1節利子及び配当金につきましては、基金利子の科目設定でございます。

2款1項1目教育費寄附金につきましても、科目の設定でございます。

3款1項1目奨学事業基金繰入金につきましては、30年度の奨学事業を運営するに当たりまして、財源調整のために基金から繰り入れをするものでございます。

4款1項1目1節繰越金につきましては、見込み額の計上でございます。

5款1項1目1節預金利子につきましては、科目の設定でございます。

5款2項1目1節奨学費貸付金元利収入につきましては、現年度分・過年度分の奨学金の貸与者からの償還金を計上いたしております。

次に、181ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目事業費の21節貸付金につきましては、高校生新規3名、大学生は新規10名、継続9名の19名に対します奨学金貸付金の計上でございます。

2目の事務費につきましては、1節報酬及び9節旅費は、奨学事業審議委員の報酬と費用弁償でございます。

11節需用費は、予算書・決算書の印刷製本費。

12節役務費は、郵便料金。

25節積立金は、奨学事業基金への積立金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、説明書183ページをお願いいたします。

議案第34号でございます。平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計の予算でございます。

平成30年度大和町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところでございます。

歳入歳出予算でございます。

第1条歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億2,353万4,000円と定めるものでございます。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものでございます。

説明書187ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項につきましては、75歳以上の方々の保険料でございます。1目の特別徴収保険料につきましては、年金からの天引き分で100%の収納。

2目の普通徴収保険料につきましては、97%の収納で予算措置をしたものでございます。

2款使用料及び手数料につきましては、科目の設定となるものでございます。

3款1項一般会計繰入金の1目につきましては、事務費の繰り入れ、2目につきましては低所得者の保険料軽減に充当するための繰り入れとなるものでございます。

4款繰越金につきましては、科目設定となるものでございます。

5款諸収入につきましては、1項から3項までは科目設定でございます。

4項は県後期高齢者広域連合からの健康診断受託による受託事業収入となるものでございます。

5項につきましては、科目設定となるものでございます。以上でございます。

189ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目管理費につきましては、後期高齢者医療会計業務に要する経費でございます。

主なものとしまして、11節需用費につきましてはコピー代などの消耗品。

12節役務費につきましては、保険料等の更新時の郵送料。

13節委託料は、健診診断業務の委託料となるものでございます。

2項徴収費につきましては、保険料徴収に要する経費となるものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合への本町の保険料の納付金となるものでございます。

3款諸支出金につきましては、還付金などに備えての予算措置でございます。これまでの実績に基づき計上してございます。

4款につきましては、予備費でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長 (熊谷 実君)

それでは、予算に関する説明書195ページをお願いいたします。

議案第35号 平成30年度大和町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億9,658万3,000円と定めるものでございます。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為によるものでございます。

第3条地方債につきましては、第3表地方債により定めております。

第4条一時借入金の借り入れの最高額を、2億円と定めるものでございます。

198ページをお願いいたします。第2表債務負担行為であります。

平成30年度水洗便所改造資金利子補給でありまして、期間は平成31年度から平成33年度までといたしまして、その限度額を37万8,000円とするものでございます。

次に、水洗便所改造資金損失補償であります。期間を同じく平成31年度から33年度までといたしまして、限度額は融資資金に係る未回収金額とするものでございます。

次に、下水道事業地方公営企業適用支援業務でありまして、期間は平成31年度から平成32年度までといたしまして、その限度額を3,041万4,000円とするものでございます。

199ページの第3表地方債でございます。起債の目的ごとの限度額でございます。

公共下水道事業で3,810万円、資本費平準化事業といたしまして1億円、流域下水道事業としまして1,000万円、合計1億4,810万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還方法は記載されておるとおりでございます。

続きまして、予算に関する説明書201ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目下水道事業負担金でございますが、現年度分及び過年度の賦課分の計上でございます。

3節では、小鶴沢循環線下水道での維持管理費に対する応分の負担を、宮城県環境事業公社に求める負担金を計上しているものでございまして、平成29年度までは雑入での計上でございましたが、下水道区域の接続経過を鑑みまして、雑入とは別に計上

いたしたものでございます。

2款1項1目下水道使用料は、前年度比1.7%の増の見込額で計上してございます。

2目土木使用料は、都市下水路占用料を計上しております。

2款2項1目下水道手数料は、収入見込み額の計上でございます。

3款1項1目下水道費国庫補助金は、補助事業費5,200万円の補助率2分の1の計上でございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、水洗便所普及費、水質規制費等の管理費及び借入金償還金等での財源調整のため一般会計からの繰入金でございます。

202ページになります。

5款繰越金及び6款1項1目町預金利子につきましては、科目の設定でございます。

6款2項1目雑入は、排水設備申請関係用紙代の売り上げを計上してございます。

7款1項1目下水道債は、建設事業等に係る公共下水道事業、資本費平準化事業、流域下水道事業の本年度予定額を計上したものでございます。

203ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務の一般管理経費のほかに使用料金等の賦課徴収費、水洗便所普及費、水質規制費及び施設の維持管理費などに要する費用を計上しておるものでございます。

2節から4節は職員の人件費に係るものでございます。

7節賃金につきましては、都市下水路の清掃人夫賃を。

9節旅費は、研修会出席に伴う職員旅費を。

11節需用費は、マンホールポンプの電気料、修繕料などであります。修繕料につきましては、マンホールポンプ等の修繕に要する費用でございます。

12節役務費の通信運搬費は、マンホールポンプ場の電話料など、手数料につきましては使用料の徴収取扱手数料や污水管等の緊急清掃の手数料でございます。

204ページでございます。

13節委託料につきましては、料金算定業務等の水道事業への委託料、その他流域下水道の接続点17カ所と特定事業場29カ所の水質調査及びマンホールポンプと污水管の清掃業務委託に要する費用、それに大和町下水道事業地方公営企業法適用支援業務委託に要する経費などを計上したものでございます。

14節使用料及び賃借料でございます。マンホールポンプ制御盤設置箇所の土地借り上げ料。柴崎地内でございます。その借り上げ料計上でございます。

16節原材料費でございますが、マンホールふた及び公共ますふた等の補修用材料購

入費用を計上したものでございます。

19節の負担金補助及び交付金でございますが、吉田川流域下水道維持管理運営費につきましましては、下水の予定排出量416万立米といたしまして予定額を計上したものでございます。単価は53.9円でございます。仙台市下水道維持管理費につきましましては宮城大学分を、大衡村維持管理費につきましましては糸繰マンホールポンプ場分の維持管理費の予定額を計上したものでございます。補助金の水洗便所改造資金利子補給金につきましましては、前年度以前分と現年度見込み分の融資あっせん予定分の利子補給でございます。

27節公課費につきましましては、消費税及び地方消費税納付見込み額を計上しているものでございます。

2項下水道建設費でございます。1目建設費につきましましては、公共下水道単独事業費のほか補助事業費及び流域下水道建設費負担金でございます。

主なものといたしまして、2から4節については人件費、職員1人の人件費計上でございます。

9節旅費につきましましては、研修会出席に伴う職員旅費でございます。

11節需用費につきましましては、コピー代等の消耗品を計上してございます。

13節の委託料につきましましては、補助事業によります大和町流域関連公共下水道（雨水）都市計画決定変更業務及びマンホール浮上防止設計業務の委託を行おうとするものでございます。

205ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料は、下水道工事の積算システム2台分でございますが、機械借り上げ料でございます。

15節の工事請負費につきましましては、補助事業といたしまして、長寿命化対策によります吉岡町裏、吉田鎌倉、報恩寺マンホールポンプの更新工事、総合地震対策によります吉岡南マンホール18基の浮上防止工事、平成29年度において設計業務を行いました杜の丘幹線の下水管路耐震補強工事を予定しているものでございます。単独事業といたしましては、3カ所の公共ます設置工事、鶴巣地区のマンホールポンプ施設監視装置更新工事及び平成29年度におきまして県工事分の不調により繰り越しを余儀なくされておりました車橋のかけかえ工事の取り付け道路分における自然流下部分の下水道管移設工事を平成30年度において行う予定としておるものでございます。

19節の負担金補助及び交付金でございますが、圧送管移設費につきましましては、工事請負費でも説明させていただきましたが、車橋かけかえ工事に伴うものでございませ

て、下水道送水管部分について水道管本管工事とあわせて水道事業に整備をお願いするための負担金を水道事業に支払うものでございます。吉田川流域下水道建設費につきましては、宮城県中南部下水道事務所が整備いたします建設費に係る市町村の負担金でございます。

2款1項公債費につきましては、平成30年度分の元金償還及び利子支払い分の計上でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

ここで、暫時休憩します。休憩の時間は10分間といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時08分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長（熊谷 実君）

休憩前に引き続きまして、よろしくお願ひいたします。少々おつき合いをいただきたいと思ひます。

続きまして、予算に関する説明書の213ページをお願ひいたします。

議案第36号 平成30年度大和町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明をさせていただきます。

第1条歳入歳出予算でございます。歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ5,955万7,000円と定めるものでございます。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものでございます。

216ページをお願ひいたします。

歳入でございます。

1款1項1目農業集落排水事業分担金であります。収入見込み額を計上している

ものでございます。

2款1項1目農業集落排水処理施設使用料でございます。これにつきましても、収入見込み額を計上しているものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金でございますが、管理費充当分及び起債償還に係る繰り入れでございます。宮床クリーンセンターの施設修繕費、汚泥引き抜き委託業務の実績見込みにより計上したものでございます。

4款繰越金及び5款諸収入につきましては、科目の設定としているものでございます。

続きまして、217ページの歳出をお願いいたします。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務経費及び管路、マンホールポンプ、宮床クリーンセンター等の維持管理に要する費用の計上でございます。

2節から4節までは職員1人の人件費計上しているものでございます。

11節需用費につきましては、宮床クリーンセンターやマンホールポンプに係る電気料及びマンホールポンプ、公用車の修繕料でございます。

12節役務費の手数料につきましては、施設の機器点検業務手数料及び使用料の徴収取扱手数料などがございます。

13節委託料につきましては、処理場の運転業務や汚泥処理、管路清掃、電気工作物の保安管理、メーター検針、料金算定業務に係る委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、マンホールポンプの管理用電波の利用料金でございます。

2款1項公債費につきましては、1目元金、それから218ページにわたります2目利子ともに平成30年度の償還予定額を計上しているものでございます。

以上でございます。

引き続きまして、224ページをお願いいたします。

議案第37号 平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算について説明をさせていただきます。

第1条歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,159万1,000円と定めるものでございます。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものでございます。

第2条地方債につきましては、第2表によるものでございます。

227ページの第2表地方債でございます。

合併処理浄化槽整備事業の起債の限度額を610万円とするもので、起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりでございます。

229ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目合併処理浄化槽事業分担金につきましては、新たな設置による供用開始予定分を77基を見込んでおるところでございます。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料につきましては、管理基数370基分の見込み額を計上しているものでございます。

3款1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金は、補助金の限度額見込み額を計上しているものでございます。

4款1項1目一般管理繰入金は、管理費及び建設費借入償還金での財源調整のため一般会計からの繰入金でございます。

5款繰越金、6款諸収入1項1目町預金利子及び230ページの2項雑入は、科目の設定でございます。

7款1項町債は合併処理浄化槽債に係る借入見込み額を計上しているものでございます。

231ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務管理経費及び浄化槽維持管理に要する費用を計上しているものでございます。

2節から4節までは職員1人分の人件費を計上しているものでございます。

11節需用費のうち修繕料は、ブローの部品交換20カ所及び本体交換12カ所、浄化槽の軽微な修繕12カ所を見込んでの計上でございます。

12節役務費の手数料につきましては、合併処理浄化槽使用料を徴収するための取り扱い手数料や法定検査手数料を計上しているものでございます。

13節委託料につきましては、浄化槽の保守清掃点検や料金算定業務及びメーター検針業務に係る委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、浄化槽普及促進協議会研修会の際の公用車駐車代を計上しているものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県合併処理浄化槽普及促進協議会への負担金でございます。

2項1目合併処理浄化槽建設費でございます。新規設置事業に係る費用を計上しているものでございまして、主なものでございますが231ページの2節から232ページの4節までは職員1人の人件費分を計上してございます。

232ページの11節需用費でございますが、補助事業枠内での事務用品の購入を計上しているものでございます。

15節工事請負費でございますが、新たに新設する設置工事に係るものでございまして、5人槽1基、7人槽5基、10人槽1基、合計7基の計上としているものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、合併処理浄化槽設置整備費といたしまして、吉岡西部地区に対する浄化槽設置補助金でございまして、2基分を見込んでいます。

次に、2款1項公債費につきましては、平成30年度分の元金及び利子の償還予定額を計上しているものでございます。

以上でございます。

続きまして、238ページをお願いいたします。

議案第38号 平成30年度大和町水道事業会計予算について説明させていただきます。

第1条総則であります。平成30年度大和町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

業務の予定量でございます。第2条業務の予定量は、給水戸数につきましては、前年度微増の1万1,180戸を予定しております。

次に、年間総給水量及び1日平均給水量でございますが、年間総給水量は305万248立米でございます。およそ2.4%の増でございます。1日平均給水量につきましては、8,356立米といたしてございます。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入は、水道事業収益の合計額で9億9,397万6,000円、3.8%の増で見込んでございます。支出は水道事業費用の合計額で9億7,367万9,000円となり、収支差し引き2,029万7,000円の黒字の収支予定額としてございます。

239ページをお願いいたします。

第4条資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入は資本的収入の合計額で6,832万7,000円、支出は資本的支出の合計額で3億4,662万4,000円の予定でございまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,829万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することになっているものでございます。

第5条の企業債でございますが、起債の目的は水道基幹施設耐震化事業に係るものでございまして、限度額を1,950万円とするものでございます。起債の方法、利率、

償還の方法は、記載のとおりでございます。

240ページをお願いいたします。

第6条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員6名分の給与費を4,454万9,000円と定めるものでございます。

第7条他会計からの補助金でございますが、8,000立米、これは日額でございますが、県受水費の留保解除見合い分などとして一般会計からの繰り入れ予定額を1億1,445万4,000円と定めるものでございます。

第8条棚卸資産の購入限度額は、2,000万円と定めるものでございます。

241ページにつきましては、重要な会計方針に係る事項に関する注記を記載してございます。

次に、予算に関する説明書の242ページから245ページまでは、収益的収支及び資本的収支の実施計画を記載しているものでございます。246ページから251ページまでは、給与、手当等の人件費に関する明細などを記載しているものでございます。

説明につきましては、252ページ以降でございます。

252ページ、平成30年度大和町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。キャッシュフロー計算書でございますが、これにつきましては1事業年度の現金、預金等の状況を一定の活動区分ごとに表示した報告書でございます。単位は円単位で表示しているものでございますが、説明につきましては1,000円単位で説明させていただきたいと思っております。ご了承をお願いいたします。

1、営業活動によるキャッシュフローでございます。

営業活動によるキャッシュフローの当期純利益は、平成30年度損益計算において見込まれる利益で、1,390万2,000円といたしております。

非資金項目の調整の減価償却費は2億1,101万5,000円、引当金は平成31年度において支払うことになる職員賞与分293万2,000円を計上しているものでございます。営業活動による資産及び負債の増減の資産の増減5,764万3,000円につきましては、未収金、貯蔵品等の増減でございます。期首と期末の増減で記載しておるものでございます。負債の増減でございます、マイナス4,069万2,000円につきましては、未払金の減少額によるものでございます。

営業活動によるキャッシュフローの合計額でございますが、2億3,962万2,000円でございます。

次に、2、投資活動によるキャッシュフローでございます。

建設改良費はマイナス1億8,983万6,000円でございます。平成30年度建設改良費支

払見込み額を計上しているものでございまして、実施による収入でございます、これは補助金のことを指しているわけでございますが、収入3,710万7,000円は国庫補助金一般会計出資金の受入額でございます。

投資活動によるキャッシュフローでございます。合計額はマイナス1億5,272万9,000円の予定としておるものでございます。

3、財務活動によるキャッシュフローでございます。

企業債の発行につきましては1,950万円でございます、平成30年度の借入予定額を記載しているものでございます。企業債の償還はマイナス8,435万8,000円でございます、平成30年度の企業債の償還額を記載しているものでございます。

財務活動によるキャッシュフロー合計額はマイナス6,485万8,000円となっております。

以上の内容でございます、以上の内容で現金及び現金同等物の増加額は2,203万5,000円でございます。現金及び現金同等物の期首残高3億8,093万5,000円との合計でございます、現金及び現金同等物の期末残高は4億297万円の予定としておるところでございます。

次に、253ページの平成30年度水道事業予定貸借対照表について説明させていただきます。これにつきましては、平成30年度期末の予定額としておるところでございます。

主な科目ごとの予定額でございますが、資産の部の固定資産であります、排水管や機械施設等の(1)有形固定資産、それから(2)無形固定資産、それに(3)の投資その他の資産の合計で64億3,095万9,000円と予定してございます。これにつきましては、253ページ最下段の右側の右端の数字でございます。

254ページの流動資産でございますが、現金・預金、未収金、貯蔵品でございます、合計で4億9,297万円、1の固定資産と2の流動資産の合計の資金合計でございますが、69億2,392万9,000円と予定しているものでございます。

負債の部でございます。固定負債の企業債でございますが、11億2,443万6,000円を計上しております。

流動負債の(1)企業債、(2)未払金、(3)引当金、(4)その他流動負債の合計額を1億7,819万9,000円としてございまして、5の繰延収益の(1)長期前受金から、(2)収益化類型額を差し引いた計20億5,728万6,000円を合わせました負債の合計は33億5,992万2,000円を予定しているものでございます。

次に、255ページ。資本の部でございます。

6、資本金。資本金でございます。（1）自己資本金の固有資本金、繰入資本金、組入資本金の合計は32億731万5,000円を予定しております。

次に、7、剰余金でございますが、（1）の資本剰余金につきましては、工事負担金、他会計負担金、その他資本剰余金の合計額は1,771万5,000円となっております。

（2）利益剰余金は各積立金及び当年度未処分利益剰余金で、合計額3億3,897万6,000円といたしまして、これらを含めた資本合計は、35億6,400万7,000円となる予定でございます。負債・資本の合計69億2,392万9,000円は、254ページの資産の合計と同額となるものでございます。

次に、256ページ、平成29年度大和町水道事業予定貸借対照表でございます。これにつきましては、平成29年度決算見込みの期末の予定額を記載しているものでございます。これにつきましても単位は円単位でございますが、説明は1,000円単位でさせていただきます。

主な科目ごとの予定額でございます。資産の部でございます。固定資産は排水管や機械施設等の有形固定資産、それから無形固定資産及び投資その他資産の合計でございます。64億2,306万1,000円を予定しております。256ページ、最下段の一番右端の数字でございます。

続きまして、257ページでございます。流動資産につきましては、現金・預金、未収金、貯蔵品などございまして、合計で4億7,253万5,000円と予定しておりまして、資産の合計を68億9,559万7,000円といたしているところでございます。

次に、負債の部でございます。固定負債は企業債、流動負債は企業債及び未払金予定額、引当金、その他流動負債を計上いたしまして、5の繰延収益などの負債合計で33億91万1,000円を予定しているものでございます。

次に、258ページの資本の部でございます。資本金の自己資本金と各資本金の合計額で31億7,889万6,000円といたしております。

次に、剰余金でございますが、資本剰余金は1,771万5,000円でございます。（2）の利益剰余金でございますが、各種積立金及び当年度未処分利益剰余金で、合計額を3億9,807万4,000円。これらを含めました資本合計は、35億9,468万6,000円で、負債・資本合計は68億9,559万7,000円を予定しているところでございます。

次に、259ページをお願いします。

平成29年度大和町水道事業予定損益計算書についてでございます。

1の営業収益と2の営業費用における営業収支におきましては、1億2,437万2,000円の営業損失の予定でございます。それに、3の営業外収益と4の営業外費用におけ

る営業外収支においては、7,288万1,000円の黒字となります。

6の特別損失を差し引いた当年度の純利益は7,251万5,000円の予定額としておりまして、これに前年度繰越利益剰余金を加えました当年度未処分利益剰余金は、7,304万6,000円を予定額としているところでございます。

次に、260ページとなります。

平成30年度水道事業会計予算内訳書について説明させていただきます。

初めに、収益的収入及び支出でございます。

収入の1款水道事業収益でございます。1項1目給水収益でございますが、水道料金及びメーター使用料を合わせまして、合わせました増加分を約4.4%といたしまして計上しているものでございます。

2目受託工事収益は、町道吉岡宮床線高田中央橋のかけかえ工事分の架設工事に伴います水道本管の移設工事分を受託工事としてみているものでございます。

3、加入金でございます。新たな給水加入による見込み額の計上でございます。

4、その他の営業収益でございますが、メーター受信機、コードカバーなどの材売収益を。手数料は給水工事の設計審査及び開栓の手数料等。雑収益は下水道料金等の徴収業務の受託料並びに消火栓維持管理費等の計上でございます。

次に、2項営業外収益でございます。

1目の他会計補助金、一般会計補助金につきましては、県からの受水費の留保水量解除見合い分などについて一般会計から補助金を受けるものでございます。

2目受取利息及び配当金は、預金利息の予定額でございます。

261ページをお願いいたします。

開発負担金につきましては、現在大規模な開発、ちょっと見込まれないところがございますので、民間アパート等の建築等からの見込み額を計上しているものでございます。

4目長期前受金戻入でございます。これにつきましては、以前に受けました国庫補助金等の収入額の減価償却見合い分を収入として計上をするものでございます。

5目雑収益につきましては、第3者による給排水管の破損修繕費の収益などでございます。

次に支出でございます。主なものについて説明させていただきます。

1款水道事業費用の1項1目浄配水費につきましては、給料等人件費6名分を計上しているものでございます。

賃金でございますが、窓口業務等事務補助員の賃金を。通信運搬費は電話料金及び

専用回線料金などを。保険料は公用車、建物、機械設備等の基準保険料による計上となっております。

委託料につきましては、メーター検針委託、水道料金等コンビニ収納代行業務委託、水質検査委託、水道メーターの検定期間満了による交換業務委託などのほか、給水の開始・中止作業業務の委託料を計上してございます。

262ページの動力費でございますが、宮床2号ポンプ場ほか7施設の動力電気料でございます。修繕費につきましては、給排水管の修繕、それから旧簡易水道施設の修繕及び検満メーターの修理等の費用を計上しているものでございます。

受水費につきましては、宮城県大崎広域水道からの受水料金を計上しているものでございます。

賃借料でございますが、工事等積算設計システムなどコンピューター機器の借り上げ料でございます。

2目の受託工事費でございます。これにつきましては、収入の受託工事費と同額になるものでございます。町道吉岡宮床線高田中央橋のかけかえ工事分の架設工事に伴う水道本管の移設工事分を見込み計上しているものでございます。

3目の総係費でございますが、報酬につきましては、水道事業審議会委員12名分の報酬でございます。旅費につきましても、水道事業審議会の費用弁償のほかに職員の普通旅費分も計上してございます。会議費につきましては、審議会分のお茶代でございます。委託料でございますが、水道事業庁舎の宿日直業務委託を計上してございます。賃借料でございます。吉田の八志田橋水管のNTT施設への添架使用料でございます。

4目減価償却費につきましては、建物、配水管等の構築物、機械及び装置、その他固定資産の平成30年度の償却分を計上しているものでございます。

5目及び263ページの6目でございますが、棚卸資産減耗費とメーター受信機、コードカバー等の購入原価を計上しているものでございます。

2項営業外費用となります。1目は企業債の利息でございます。2目雑支出につきましては第三者による給排水管の破損修繕費を計上しているものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございます。

1款資本的収入1項1目企業債でございますが、水道基幹施設耐震化事業の宮床1号配水池耐震補強工事に係るものでございます。

2項1目出資金でございます。上水道の広域化事業、旧簡易水道事業における起債元金と宮床1号配水池耐震補強工事に対します水道事業会計への一般会計の出資金を

計上しているものでございます。

3項1目国庫補助金は、水道基幹施設の耐震化事業に係る補助事業費の補助率4分の1を計上しているものでございます。

負担金でございますが、264ページにわたるものでございます。

平成30年度において実施いたします車橋かけかえに伴う下水道圧送管の移設工事に係る負担金を平成30年度において計上することになったわけでございます。

続きまして、支出でございます。

1款1項建設改良費1目配水管移設事業費の管工事費につきましては、漏水事故の未然防止と管網構築の観点から計画的に配水管の布設がえ工事を実施するものでありまして、予定箇所でございますが、吉岡東下蔵、天皇寺地区及び旧根古、若畑簡易水道、同じく旧難波金取南簡易水道の配水管布設がえ工事、また、ここ数年でたびたび漏水事故が発生いたしましたことにより、平成29年度より継続して実施しておるものでございますが、鶴巣北目大崎字別所地内の布設がえ工事を平成30年度も予定しているものでございます。

2目水道施設更新事業費につきましては、平成29年度に引き続き、宮床2号ポンプ場の送水ポンプ1基、松坂ポンプ場自家発電設備等の更新を行うものでございます。

3目水道施設補修事業費は、耐震化工事を予定しております宮床1号配水池の町単独分の補修工事を行うものでございます。

4目水道基幹施設耐震化事業の管工事費でございますが、長町利府断層に起因いたします内陸地震において強度不足が判明いたしました宮床1号配水池耐震補強工事を行うものでございます。

5目営業設備費の機械器具費につきましては、水道料金システム及び会計システムのサーバー等の機器を購入するものでございます。量水器費につきましては、水道メーターの新設予定分の設置分を計上しているものでございます。

次に、2項1目企業債償還金につきましては、借入元金の支払い予定額を計上しているものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

これで説明を終わります。

議 長 (馬場久雄君)

次に、日程第12、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

議案第27号から議案第38号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議案第27号から議案第38号までの各種会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ただいま予算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午前11時41分 休 憩

午前11時42分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に堀籠日出子さん、副委員長に藤巻博史君が選任されました。

暫時休憩いたします。

午前11時43分 休 憩

午前11時50分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

本日の審議採決ありますが、ここで休憩をして午後1時の再開にしたいと思います。よろしく願いいたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、最初に局長のほうから先ほどの予算特別委員会について追加の説明がありますので、よろしくお願いいたします。

議会事務局長 (後藤良春君)

済みませんでした。追加の説明ということで、予算特別委員会の代表質疑の順番をお話するのをちょっと忘れましたので、説明させていただきます。

代表質疑の順番でございますが、第一、最初に産業建設常任委員会、2番目に総務常任委員会、3番目に社会文教常任委員会の順番で代表質疑が行われますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

日程第13「議案第2号 大和町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」

議長 (馬場久雄君)

日程第13、議案第2号 大和町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番馬場良勝君。

4番 (馬場良勝君)

1点お尋ねをいたします。この条例を定めることによって、県から町への権限移譲

ということだとは思うんですけども、それによって事業及び人員その他、これから煩雑になるのかどうかその辺をお答えをいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

それでは、馬場議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、居宅介護支援事業者につきましては、今までは県の指定事業所となっていたところではございますけれども、それが平成30年の4月1日以降、町に権限が委譲されるということでございまして、今現在、町内には条例の説明の際にも説明させていただきました、黒川病院 J A あさひなケアサービスセンターを含め、現在10カ所の指定の事業所がございます。今後、今指定を受けている事業所の更新であったり、あとは新規で申請をなされる事業所等については、今回定めさせていただいた条例に基づきまして町のほうで審査をして指定というような手続になります。また、今現在指定を受けている事業所につきましても、今後更新の申請であったり、あとは今事業を実施していただいている事業所に対しての指導監督等の業務が町のほうで行っていかなければならない業務となるものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

4 番馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

恐らく煩雑になってくるかと思うんですけども、その場合、人員等々の配置もある程度勘案していかなければいけないのかなと私は思うんですけども、その辺については町長からもしご答弁あれば。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

事業の進展等を見ながらということになるというふうに思います。今、説明したと

おり事業所の内容がふえてくるということですから、そういった形で事業者がまずいろいろ出てくるんだろうというふうに思いますし、あと事務上のことは今までもやっている中でございますので、移った分の仕事量といたしますかそういったものがどの程度ふえるかということについては、ちょっとまだ定かではございませんけれども、そういったことにつきましては当然ながら人員的なものについては、事業者さんもそうでしょうし、役場としてもそういったことについてはいろいろ状況を見ながら対応をしていかなければいけないというふうに思います。

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第3号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第14、議案第3号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第4号 大和町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第15、議案第4号 大和町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第5号 大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第16、議案第5号 大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第6号 大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第17、議案第6号 大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第7号 大和町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第18、議案第7号 大和町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第8号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第19、議案第8号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第9号 大和町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律の施行に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第20、議案第9号 大和町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第10号 大和町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第21、議案第10号 大和町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「議案第11号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第22、議案第11号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23「議案第12号 大和町環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第23、議案第12号 大和町環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24「議案第13号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第24、議案第13号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25「議案第14号 大和町都市公園条例の一部を改正する条例」

議長（馬場久雄君）

日程第25、議案第14号 大和町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26「議案第15号 平成29年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第26、議案第15号 平成29年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。質疑ございませんか。6番門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

1点なのですが、事項別明細書の21ページの土木費、3項の河川費です。この中で、補助金で河川愛護会の62万8,000円の減額、この減額になった理由をもう一度お聞かせ願いたいというふうに思うんですが。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

19節負担金補助交付金の補助金、河川愛護会の補助金の減額62万8,000円ですけれども、大和町河川愛護会、何年かずっと補助しまして事業をしていただいていますけれども、愛護会自体の事務経費等を町のほうでも少しお手伝いしていた、いわゆるコピー関係も職員のほうでやっていたということで、愛護会のほうからその事務経費を一部取っていなかったというところがございまして、その分で繰越金がふえまして、その関係で総会のほうでお諮りいただきまして、この繰越金、これあるものはやっぱりまずいという話をいただきまして、その分除きまして今回減額という形での補正になるものでございます。お願いします。

議 長 （馬場久雄君）

6 番門間浩宇君。

6 番 (門間浩宇君)

ということであれば、了解はいたします。ただ、この部分に関しても、河川愛護に関しても各地域で河川を持っているところ、非常に高齢化も進み、さらには1回とか2回とか、それでなかなか済まない部分も大分あるものですから、予算を余すということであれば、その各地域の方々に1人当たりの単価でも結構ですし、人工でも結構ですし、ふやしてやって、近所にある川の愛護を図っていくべきだろうというふうに思って質問をしました。毎年毎年同じ金額で年間予算の中でやりくりをしているのは十分私も理解はしておりますが、こういうふうな金額とか出てくるのであれば、その辺のところも含めて考えていっていただきたいというふうな思いでの質問でございます。お考えがあれば。

議長 (馬場久雄君)

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 (蜂谷俊一君)

河川愛護会、準用河川、あと一級河川、県の管理部分とか地区でやっていただいていますけれども、今回の平成30年度当初予算のほうにも人件費等の経費が一部上がっていますので、その部分を踏まえた予算としての補助金のほうを申請という形にして考えてございます。今後、高齢化というものもございまして、昨年の総会の中では区域もいろいろあるんだという話をいただきまして、その関係も見直しを一応皆さんから聞き取りをして、ことしの総会の中でそういう区域の皆をあわせて、その高齢化の部分、その辺についても総会の中でもお話をいただいて愛護会としてどういうふうにしていくかということも今後考えていかなきゃないかなと思ってございます。よろしく申し上げます。

議長 (馬場久雄君)

6 番門間浩宇君。

6 番 (門間浩宇君)

そうですね、そういうふうにしていただければありがたいと思います。高齢化とい

うのももう各地域に住んでいる人数も大分限りが出てきていますし、高齢化というふうな部分もわかりますので、その中で例えば檜和田とかそういった大きな河川に関しては、本来であれば30人工かかるところを15人工とか16人工でやっているというふうな部分も、過去の流れから見ても各区長さん方、あるいは役員さん方が引っ張り合いをしているというのも私も理解しておりますから、そういったことのないように十分な形で、配分できるような形で検討をしていただきたいというふうに思います。答弁は必要ありません。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに質疑ありませんか。14番高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

事項別明細書の23ページの4目小学校建設費で、減額712万8,000円で残が199万8,000円、これは使ったわけではなくて議案書の58ページの繰越明許で同額が9番の教育費で上がっているということで理解が正しいかどうか。この場合、それが正しいとすれば、この当初の912万6,000円については一切手をつけなくて繰越明許によって4分の1か5分の1を繰り越して何をされようとしているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

それと、事項別明細書11ページの2款総務費の戸籍住民基本台帳費の中で19節負担金補助金110万円ほどの減額で、これは通知カードあるいは個人番号カードの一連の業務に使ったという費用の減額ですが、これを確定した段階で大和町で個人カードとして発行している枚数、それとあわせてその数字が人口対比でどのぐらいの割合になっているのか教えてください。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 （小川 晃君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

4目小学校建設費の委託料でございます。この委託料につきましては、吉岡小学校の基本構想調査検討業務の委託料でございます。当初予算額につきましては、912万6,000円ございました。それで入札執行いたしましたところ、契約金額が199万

8,000円ということで、当初見込んでいた額に比べて三十数%の落札率ということで、今回契約先の712万8,000円を減額するものでございます。この業務の内容につきましては、吉岡小学校の老朽化の状況がございましたので、小学校の大規模修繕あるいはその長寿命化の改修、そして小学校の将来の児童数の推計を行った中での増築の必要性、そしてもう一つの方法として建てかえ、こういった4つの内容について評価比較を行って、そしてその望ましい案についての検討を行うといった業務の委託内容でございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

11ページの2款3項1目戸籍住民基本台帳費の19節でございます。負担金補助及び交付金でございますが、交付金の中の通知カードそれから個人番号カードの事務経費のその減額補正でございますが、当初の見込みより数が下回ったので減額ということでございます。枚数ですが、1月末現在です、人口が2万8,686ということで申請枚数が2,988、10.42%ぐらいになってございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

14番高平聡雄君。

14番 （高平聡雄君）

まず、吉岡小学校の基本構想調査検討ということで、入札の時期が今になったというようなことで実際に繰越明許でやるということなんですね、それは理解しました。昨年のこの3月議会当初、町長のほうの所信表明演説の中にたしかこのことについては表示をされて、その際に私は議論をさせていただいた記憶があるんですが、その際やりとりした中では、その内容について私も心配をしてできるだけ急いでやるべきじゃないかという立場で意見交換をしたんだけど、そのときには特段急いでやるようなものでもないんだというようなことで、私のそのときの感じとしては、あれというような、ある意味耐震も問題ないし、教室数も足りなくないしというようなことでね。じゃあ、この費用というのは一体どうなるんだろうなっていうふうに逆に心配したほどです。結果として、こういう予算になったというようなことで、果たしてこの

1年間そういう現状の認識というか、当初から必要だと思ってやりますよということでこういう予算を掲げた割には、何でこんな数字になるのかというふうに感じるので、もう少しその経過について課長のほうから説明を伺いたいなというふうに思います。

それと、住基カード10%程度だというようなお話なんですが、これを個人カードとしてお持ちになっていらっしゃる方が窓口あるいはほかのいろんな生活の中で、個人カードをどういうふうな活用の、これを持っていることによってどういう町民の方々にメリットが現在あるのか。あるいは、もし今後そういうことについて考えているとすれば、そういった構想だとか。あるいは、今は多分大きくPRをしていないと思うんですけども、これはこのまま自然減なのか自然増なのか、そういう流れの中でやっていたらいらっしゃるのか。というのは、この前段では住基カードというのが制度としてあって、これもなかなか普及しなくて私も当時持ちましたけれども、それを利用する場所というのが結果としてほとんどなかったということが、その普及に非常に非効率だったということになっているのではないかというふうに思いますが、課長の認識お聞かせをください。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

それでは、高平議員さんの今までの経過についてという内容でございます。当初、検討業務の発注するに当たりまして、委託内容の検討を行いました。それで、大規模改修あるいはその建てかえというところを中心に検討をしてみました。文部科学省の中で平成25年度に創設した制度の中で、長寿命化改良事業という事業がございまして、これは40年程度で例えば建てかえるものではなくて、今使える、可能な限り今ある建物を使って生かして、そしてコストを抑えながらその建てかえと同様の教育環境を確保するという、そういった事業でございまして、老朽化建物について物理的に直して耐久性を高めて、そして建物の機能を引き上げるというそういった事業の内容になってございます。それで、こういった新しい制度について、その吉岡小学校でこの改良事業について条件として合致できるのかどうか、課内でいろいろ調査勉強しながらその仕様書の内容を、どこまでの業務を委託するかというところで課内で勉強、調査研究したということで少し時間がかかったというところの経過もございまして、そういったところで、発注の時期が昨年12月に発注、入札という時期になりまして、

契約が年明けの契約というそういったような時間的に少しかかったというところで1月になってからの契約、発注といった経過でございました。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

マイナンバーカードにつきましてですが、マイナンバーカードの制度の目的というのが3つございまして、まず1つは、税という部分。それと福祉に利用するという。それと災害時のためのものということで、3つを掲げてマイナンバー制度がスタートしてございます。その中で、そのカードをつくって、カードに番号が入っておりますので、持っていればまずは身分証明書、写真付きのカードなので自分の身分証明書と、それからマイナンバーがもうすぐその場でわかるというふうなことになってございます。一番今利用されているのが税金関係のイータックスの認証もついたりやつで、税務申告とかに使っている方が一番多いかなというふうに思っております。

さらに、マイナンバー制度でその番号を使うという部分では、だんだん拡大されていくような形になっていまして、それは国の考え方でいろんな場面でその番号を使うということでございます。

将来的なその利用を考えますと、一番あれなのはコンビニの証明書発行という部分で、それが使えると大分その利用頻度が高くなるのかなというふうに思っております。

以前、カードでございました住基カードにつきましては、約5%ぐらいの発行率で大体横ばいぐらいでした。それが今回はマイナンバーカード10%までいっております。まだまだこれからふえるのではないかなというふうに思っております。いろんな場面で利用する機会がふえてくるのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

14番高平聡雄君。

14 番 （高平聡雄君）

教育総務課長さんのお話だと、国の考え方が多少示された中での検討に時間がかかったというお話をいただいたんですけども、これ繰り越した金額については前段で

説明をいただいたその4つの方向性でしたっけか、新しく建てかえるのか、大規模改修なのか、云々というその4つの選択肢という。それは結果として、じゃあ検討した上でその4つの方向性というものを改めて今回の繰り越した金額の中で、その4つの可否というか、ものを選択してもらおうということでもいいのかどうか、そこだけ1点確認させてください。選択肢が狭まってはいないんだということかどうかというのを教えてください。

あとは、町民課長のほうは住基カードは、これはマイナンバーカードが出たことによって、もうその効力というのは停止しているという。要するに使えるということでは理解してよろしいのかどうか教えてください。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。選択肢につきましては、その老朽化によって機能が低下している部分についての、ただ単なるその復旧を行う大規模改造、それと、ただいま申し上げました長寿命化改良、こういった修繕改良とそれから増築の必要性、そしてもう一つは建てかえという、この4つを比較検討するという部分で選択肢に変わりはありません。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

住基カードにつきましては、再発行、更新の手続はもうとれないということではございまして、今住基カードを持っていてもそのまま使えるというか、公的認証で、イータックスとかなんとか使っている方、期限までは使えるというふうなことでございます。改めてその公的個人認証を更新したい場合は、マイナンバーカードのほうでの更新をしていただくというふうに今事務手続を行っております。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないようですから、これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第15号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27「議案第16号 平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第27、議案第16号 平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
質疑ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第16号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28「議案第17号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計
補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第28、議案第17号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29「議案第18号 平成29年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第29、議案第18号 平成29年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30「議案第19号 平成29年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第30、議案第19号 平成29年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31「議案第20号 平成29年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第31、議案第20号 平成29年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32「議案第21号 平成29年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第32、議案第21号 平成29年度大和町奨学事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。9番浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

奨学金事業でありますけれども、大学生、高校生のお子さんを持つご家庭にとっては貴重な事業であったのではないのかなというふうに思いますけれども、結果的に大幅な減額という形になりました。減額に当たっては、新規の申し込みの方が減られたんではないのかなというふうに思いますけれども、申し込み者の状況をお聞かせをいただきと思います。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

それでは、浅野議員さんのご質問にお答えをいたします。平成29年度の新規採用者につきましては、1名でございました。それで、毎年採用人数に多かったり少なかったりという波がございますけれども、過去5年間の数字を見ますと多い年では10名、あと5名、6名、3名という、その年によって応募する人数にかなり多かったり少なかったりというときがございます。平成29年度につきましては、お1人ということでございます。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

9 番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

見込みよりも少なく、新規の申し込みの方がお1人だったということのお話でありました。以前は、多くの方々が申し込まれた中で、どちらかというとどなたに支給をするかというのを選ぶほどの状況であったというふうに伺っております。そういった中で、結果的には1名というお話でありましたが、申し込みの際に打診なりあった人数がほかにあればお伺いをしたいのと、あと、何らかやっぱり、決してその各世帯の所得水準が決してよくなっているわけではなく、どちらかというところの中であっても子供さん方の就学の意欲というのは高く、そういった中でじゃあその大事な学業資金としてどうやってその部分を捻出していくのかというのを考えたときに、非常にいい事業でありながらなかなか利用いただける方、またはその申し込みされる方が少ないということを考えると、制度的にちょっと金額的なものなのか、その貸し出しの基準であるのか、さまざまな見直しの時期に来ているような感じがいたしますが、そういったその申し込み、または案内に来た方々の声が、どんな声があったのか、結果その辞退された方が仮にいたとした場合、どんな辞退される理由であったのかお聞かせいただきたいなと思いますのと、あと、今年度の予算の資料とダブるわけでありますけれども、基金残高の調書を拝見するに、平成25年、平成26年、平成27年、平成28年度末とこう、大分基金残高も減ってきている状況にありますけれども、これがその償還がなんかおくらしている学生さんがいるところに関係する部分があるのか、何でここで基金残高が減るのかなという部分、ちょっと理解がしかねる部分がありますので、その点もお答えをいただきたいと思います。

議長 (馬場久雄君)

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。正式な申し込みがあったのは1名でございますが、担当のほうからの数名問い合わせがあったというふうには聞いております。申しわけございません、何名から問い合わせがあったか具体的な数値申し上げることができませんけれども、数名から問い合わせがあったんだけど最終的に正式な申し込みがあったのは1名というふうなことでございます。

基金の残高が減っているということですが、確かに昨年は1名の採用でございましたが、その前であれば5名なり6名なり、あと平成25年の年には10名、募集枠が10名で10名ということで、多かった年はそれだけ基金からの持ち出しが多くなって、その基金の残高が減ってしまうという、そういったことが残高減額の理由だと思います。以上でございます。

議長（馬場久雄君）

9番浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

基金残高の推移というところでは、ちょっとなんか理解しかねる部分があるんですが、念のためもう1点確認したかったのが、繰り越しで結果滞納されている方が決してふえているというわけではないのかどうかという部分をお聞かせをいただきたいと思いますのと、あと、せっかく予算化している人数でそれに満たない状況下で実態把握という意味で、忙しい中ではあるかと思いますが、追跡調査というのも一部必要なのではないのかなと思いますのと、あと、今後の人員のその採用というところを考えたときに、民間企業もきのうの3月1日から新卒の就職活動が解禁されている中、今後その役場の職員を採用していくという部分で考えた場合に、特に専門職の採用を考えた場合は大分今後厳しくなるのではないのかなというふうな思いがある中、例えばその保育士の方が欲しい、または保健師の方が欲しいとか、そういったその目的別の資格を持たれた方を採用する1つの策として、その制度上、庁内で何年か仕事をしていただくとか、さまざまいろんな自治体で工夫をされてきているお話も伺います。そういった意味で、今後というところでは制度上の見直しも必要になるのではないのかなという話を考えたときに、ふるさと創生金の基金をどう活用していくのかという部分にもかかわってくる部分があるかと思いますが、親の収入の状況がその子供さんの就業であったり就学に影響が出ないということで、やる気のあるお子さんを伸ばすためのいい制度ではないのかなと思いますので、具体的にいろいろ検討を求めるところでありますけれども、さまざまな自治体の事例も研究すべきかというふうに思いますがいかがでしょうか。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 （小川 晃君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。滞納者がふえているのかというところをございまして、現在、滞納されている方はお1人だったというふうに記憶しておりますが、卒業後1年間の据え置きをして10年以内の償還ということのルールになってございます。卒業後体調を崩して就職できなかったということで、かわってその家族の方が納めている、返しているという方をございまして、その方が少し滞っておるというところをございすけれども、滞納者がふえているという状況ではございせん。

奨学金の金額的なものでございすけれども、大和町ではその大学生が月額3万円でございす。それで、黒川地区の金額見てみますと富谷市では大学生が月額同じ3万円でございす。それから、大郷町においては大学生が月額4万円以内というふうになっておりますけれども、4万円以内。それから、大衡村においては大学生が月額3万円以内ということで、黒川地区の近隣の町村と比べますと3万円、あと大郷町が4万円以内というところをございすけれども、金額的には一般的なといいますか平均的な金額なのかなというふうに思っております。金額を上げれば、上げただけ借りるときはよろしいんですが、返すときにそれだけ負担も大きくなるというところは、それは当然でございすので、額的には平均的な金額なのかなという認識を持っております。

あと、ただいまご質問にございしました、いろんな職種に限ってというところをございすけれども、その全国的な例を見ますと、その地区で不足している特定の職種に限って卒業後地元に戻って数年間働けば半額免除であるとか全額免除とか、そういった制度を取り入れて特定の職種の方の人員確保ということで取り組んでいる自治体もございすけれども、県内ではまだまだそういった事例はございせんけれども、そういった事例をちょっと勉強していきたいと思っております。以上でございす。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに質疑ありますか。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33「議案第22号 平成29年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第33、議案第22号 平成29年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34「議案第23号 平成29年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第34、議案第23号 平成29年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35「議案第24号 平成29年度大和町農業集落排水事業特別会計
補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第35、議案第24号 平成29年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36「議案第25号 平成29年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第36、議案第25号 平成29年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37「議案第26号 平成29年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第37、議案第26号 平成29年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。休憩の時間は10分間といたします。

午後1時58分 休憩

午後2時08分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第38「議案第39号 吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合規約
の変更について」

議長（馬場久雄君）

日程第38、議案第39号 吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合規約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

それでは、私のほうからご説明申し上げます。

議案書88ページをお開き願います。

議案第39号 吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合規約の変更についてであります。

地方自治法第286条第2項の規定により、別紙のとおり吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合規約を変更することについて同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

89ページの別紙をお願いいたします。

吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合規約の一部を変更する規約でございます。

恐れ入ります、別冊条例議案等説明資料、議案第3号から第14号関係、第39号関係の一番後ろのページ、75ページをお開き願います。

こちらにつきましては、組合規約の新旧対照表になりますが、こちらに基づいてご説明申し上げます。

大和町吉岡南第2土地区画整理事業による換地処分に伴いまして、第4条の事務所の位置を黒川郡大和町吉岡字西桜木1番地の1から、大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1に改めるものでございます。

議案書88ページにお戻り願います。申しわけございません、89ページでございます。

申しわけございません。

附則としまして、この規約は関係地方公共団体の協議の整った日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第39「議案第40号 町道路線の廃止について」

議長（馬場久雄君）

日程第39、議案第40号 町道路線の廃止についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書90ページをお開き願います。

あわせて、別冊説明資料、議案第41号、42号関係もあわせてご用意願います。済みません、40、41号です。申しわけございません。

議案第40号 町道路線の廃止についてであります。

下記路線の町道を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

整理番号1、中坪洪井線及び整理番号2、桧和田本線の2路線についての廃止であります。

別冊の説明資料の1ページをお願いします。議案第40号及び41号関係資料であります。

上段の議案第40号関係の表を参照願います。

廃止する路線であります。整理番号1、町道中坪渋井線。起点を大和町落合舞野字舞野113番。終点を大和町落合舞野字舞野295番。延長については1,226.1メートル、幅員は4.5メートルから12.2メートルであります。

2ページの図面をお開き願います。

青枠が廃止となる路線でございます。上から2番目の青枠1番の表から矢印で示している部分が廃止部分でございます。現在、舞野地区の民家周辺から一級河川竹林川に接する部分までとしておりますことから、今回、(仮称)下草橋整備事業を行うに当たり、全線にわたり一度廃止させていただくものでございます。

資料1ページにお戻り願います。

整理番号2、町道桧和田本線。起点を大和町落合相川字若木前1番。終点を大和町鶴巣大平字植田14番4。延長4,905.1メートル、幅員3.0メートルから15.5メートルであります。

資料3ページの図面をお願いします。

同じく一番上の青枠の表から矢印で示しております部分が廃止となるものであります。現在、国土交通省において事業を進めていただいております吉田川床上浸水対策事業に伴い、地元桧和田下地区、大平下地区の方々に安全・安心なまちづくりへのご理解により、樋場橋の撤去を行っております。その堤外地について廃止するため、整理番号1と同じように一度全線にわたり廃止するものであります。

よろしくをお願いします。

なお、次の議案第41号において、改めて認定をお願いすることとなりますのでよろしくをお願いします。

議長 (馬場久雄君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第40「議案第41号 町道路線の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第40、議案第41号 町道路線の認定についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

また、よろしく願います。

議案書91ページをお願いします。

議案第41号 町道路線の認定についてであります。

下記路線の町道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

整理番号1、舞野下草線、同じく2番、新舞野線、3番、下畑線、4番、桧和田本線、5番、一本木線、6番、もみじヶ丘歩道橋線の計6路線について認定をお願いするものであります。

説明資料1ページをお願いします。

先ほど、ご可決いただきました議案40号関係の下段に同じく整理させていただいております。認定路線につきましては、資料2ページから4ページまでの図面により説明させていただきます。

資料2ページ、図面の下段赤枠の整理番号1、町道舞野下草線であります。名称については、舞野地区と下草地区を結ぶ路線であることから、各地区の名称からとしたものであります。起点を大和町舞野字大浦18番1、主要地方道塩釜吉岡線を起点とし、吉田川、竹林川を渡りまして大和町鶴巣下草字十文字188番、町道下草三ノ関線中間部を終点とし、延長1,994.2メートル、幅員6.0メートルから12.2メートルとするものであります。先ほど廃止でご可決いただきました町道中坪渋井線にかわり、改めて認定をお願いするものであります。

続きまして、最上段の同じく赤枠の整理番号2でございます。

町道新舞野線であります。名称については、当路線が通ります字名からで、起点を大和町落合舞野字中坪35番2、終点を大和町落合舞野字新舞野353番。同じく廃止路線であります中坪渋井線の一部として認定となっておりました路線でございます。改めて認定をお願いするものであります。廃止の起点と新たに認定しました終点については、起点、終点の違いに伴い地番の採用について左側の接している地番となります。延長については149.0メートル、幅員4.5メートルから11メートルとなるものであります。

続きまして、赤枠整理番号3、町道下畑線であります。名称については、当路線が通ります字名からで、起点を大和町鶴巣下草字下畑2番41、終点を大和町鶴巣下草字十文字182番、延長155.4メートル、幅員6.0メートルから19.0メートルであります。当路線については、町道大崎三ノ関線と今回認定をお願いしております町道舞野下草線を結ぶ路線で、今回新たに認定をお願いするものであります。

続きまして、資料3ページをお願いします。

上から2番目の赤枠の部分になります。整理番号4、町道桧和田本線であります。起点は、廃止前と同じ大和町落合相川字若木前1番とし、終点を樋場橋撤去に伴い吉田川河川区域境で大和町桧和田字中屋敷二番69番、延長を4,273.9メートル、幅員3.7メートルから15.5メートルとして改めて認定をお願いするものであります。

同じく、赤枠最下段の整理番号5番でございます。町道一本木線であります。当路線は、先ほどご可決いただきました町道桧和田本線の鶴巣地区部分でございます。名称については、当路線が通ります字名からとしております。起点を大和町鶴巣大平字植田14番4、終点については同じく樋場橋撤去に伴い吉田川河川区域境の大和町鶴巣大平字一本木70番1とし、延長309.0メートル、幅員3.0メートルから3.5メートルとし、改めて認定をお願いするものであります。

続きまして、資料4ページの図面をお願いします。

赤枠の整理番号6、町道もみじヶ丘歩道橋線であります。起点を大和町もみじヶ丘二丁目34番1（右）、終点大和町もみじヶ丘三丁目30番であります。起点の（右）の表記については、通常左側の接している地番を起点とするものでありますが、今回この場所については左側に接している部分が町道であり地番がございませんので、このような表記となったものであります。延長は268.3メートル、幅員2.0メートルから7.0メートルでございます。当路線は、現在都市再生整備事業により道路の歩道として整備を予定しておることから、今回改めて認定をお願いするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第41「議案第42号 平成29年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第41、議案第42号 平成29年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

議案書は、けさ配付になったこちらの議案書をご用意ください。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

それでは、議案第42号につきましてご説明をさせていただきます。

本日追加で提案させていただく議案でございます。

平成29年度大和町一般会計補正予算（第7号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1,200万円を追加いたしまして、予算総額を102億5,737万円といたすものでございます。予算補正の款項の区分につきましては、2ページの第1表によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお願いしたいと思います。

初めに、歳入でございます。

1款町税1項町民税2目法人につきまして、1節現年課税分に追加いたすものでございまして、収入済額のうち歳出見合いの額1,200万円を追加措置するものでござい

ます。歳入につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

続きまして、歳出でございます。

7款2項1目道路維持費13節委託料除雪費でございます。除雪費につきましては、今議会において専決処分第3号により報告させていただきました金額4,500万円をもって作業を行っているところでありますが、平成30年2月末現在で執行残が約800万円となっておることから、今後3月に降ります、降ると思われものですについて過去5カ年のうち3月の除融雪費が最大でありました平成25年度の実績から除雪時間、融雪量のその量に今年度の単価を掛けまして、除融雪合わせて約2,000万円と算出したものでございます。現在の執行額800万円を差し引いた1,200万円をお願いするものです。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日は、この程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会します。

再開は3月5日の午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後2時30分 延 会